

令和
5年度

一般社団法人 県高P安全互助会 加入のご案内

保護者の皆様へ

理事長 椎谷 周平



会員の皆様には、平素より一般社団法人新潟県高等学校 PTA 安全互助会の事業に対しまして、深いご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。令和5年度の「県高P安全互助会 加入のご案内」をお届けします。当会は主に学校管理下における生徒の災害（事故）に対しての共済金の給付、安全普及活動への助成等の事業を行っています。

これまで保護者の皆様や先生方が細心の注意を払われているにも関わらず、残念ながら、学校生活をおくるなかで通学時の自転車事故をはじめ、体育の授業、放課後の部活動、体育祭や文化祭等において、生徒の災害はなかなかありません（令和4年度給付状況は裏面参照）。

これらの災害の中には、勉学を中断しなければならないケースもあり、災害に遭った生徒・保護者の経済的・精神的苦痛は計り知れないものがあります。学校管理下の災害の共済制度としては、独立行政法人日本スポーツ振興センターが見舞金や医療費の給付を行っていますが、その額は必ずしも十分とはいえません。こうした災害に備えるため、全国組織である「スポーツ振興センター」に加えて、本県高等学校PTA 連合会では、平成27年4月より「(一社)新潟県高等学校PTA 安全互助会」をスタートさせ、会員から会費を納めていただくことで、共済事業を行ってきました。

現在、県下の高等学校及び中等教育学校の単位 PTA92校42,330人の皆様から加入をしていただき活動をしているところです。私たちの共済事業は、PTA の会員相互が助け合い、災害の発生に伴う保護者の負担を少しでも軽減することで、生徒たちが安全かつ安心して学校教育活動に参加できることを目標として実施されるものです。各校の PTA の会員の皆様及び新入生保護者の皆様におかれましては、県高P連全体で生徒の教育活動を支援していくという本会共済事業の趣旨をご理解いただき、ぜひとも加入をしていただきますようお願いいたします。

最後に、会費の値上げについて皆様にお願ひです。これまで、県高P連安全互助会では、生徒数減少を背景に、会費を見直すことを検討してまいりました。令和4年6月の社員総会において、会費値上げが議決され、令和5年度からは新会費でのスタートになります。具体的には、全日制で年間500円が580円に、定時制で年間250円が290円になります。互助会創設時（平成27年度）の会員数は、約52,500人、今年度（令和4年度）の会員数は、約42,300人と、生徒減に伴い7年間で約1万人以上減っています。一方、共済金の支払額は減っていません。この先も会員数の減少は続き、会費の収入減は、会の運営に深刻な影響を及ぼします。今後とも、生徒が安全安心に教育活動に参加できますよう、当安全互助会の運営について、皆様のご理解ご協力をよろしく願ひいたします。

*成人年齢18歳引き下げに伴い、事業方法書の変更を行いました。共済金受取人が未成年の場合は保護者、成人の場合は、原則として本人になります。

学校紹介

県立新潟工業高等学校



PTA：花の植え付け



ものづくり技術伝承講座



体育祭



文化祭：職員バンド

一般社団法人新潟県高等学校PTA安全互助会

〒950-0965 新潟市中央区新光町10番地3 技術士センタービルⅡ-701
TEL 025-384-8244 FAX 025-384-8288 HP: <http://niigatahpta-anzen.jp/>

県高P安全互助会共済制度のあらまし

会員資格

県高P連加盟の単Pの会員で、かつ、独立行政法人日本スポーツ振興センター（スポーツ振興センター）に加入している保護者が対象です。

会費の額

生徒一人あたりの年間会費は以下のとおりです。

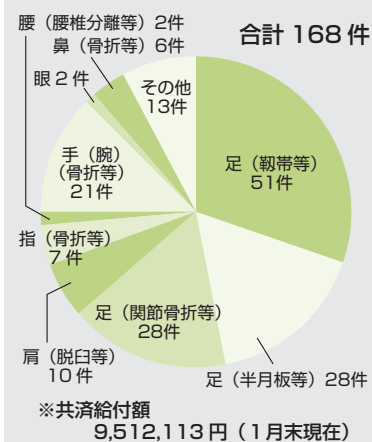
- 全日制 **580円**（内訳 470円（共済掛金）+110円（その他会費））
- 定時制 **290円**（内訳 235円（共済掛金）+55円（その他会費））
- 通信制 **100円**（内訳 70円（共済掛金）+30円（その他会費））

※共済掛金は、共済金の給付や安全啓発活動などの共済事業に充てる費用です。

※その他会費は、県高P安全互助会を運営するのに必要な事業費、管理費に充てる費用です。

※令和5年度より会費が改定されます。

令和4年度（1月末現在）
傷病別（部位別）給付件数



給付の内容

共済金の給付対象と給付金は次の表のとおりです。

共済金等の区分	補償内容	共済金額
①死亡共済金	学校の管理下における活動中の傷害により死亡したとき又は突然死の場合、及び通学中において死亡したとき	200万円（突然死の場合、及び通学中において死亡したときは半額）
②後遺障害共済金	学校の管理下における活動中の傷害により、身体障害の状態（後遺障害）となったとき	スポーツ振興センターの災害給付額の3分の1の金額
③傷病共済金	学校の管理下における活動中の傷害により、入院又は通院したとき	スポーツ振興センターの災害給付額が8万円以上のものについて、その3分の1の金額。ただし、上限30万円
④弔慰金（一般事業）	生徒が死亡したとき	10万円

※①②③はいずれもスポーツ振興センターが災害給付を行った場合に限りま。

※具体的には共済規程に従います。



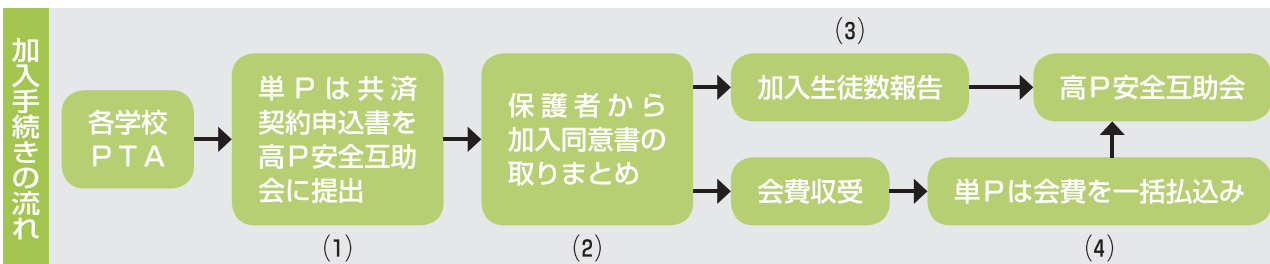
共済加入の手続き

(1) 共済契約申込書の提出（3月20日までに提出）

各学校（単P）は、共済契約申込書を高P安全互助会事務局に提出してください。

(2) 保護者の加入同意書の取りまとめ

各学校（単P）は、保護者からの加入同意書を取りまとめて、各学校（単P）ごとに一括して申し込んでください。原則、**全員から加入していただく**をお願いします。



(3) 加入者報告書の提出（6月20日までに提出）

各学校（単P）は、加入者数報告書と加入者名簿（生徒名簿）を高P安全互助会事務局に提出してください。

(4) 会費の納入（6月20日までに払込）

各学校（単P）は、会費を一括して高P安全互助会の口座へ払い込んでください。